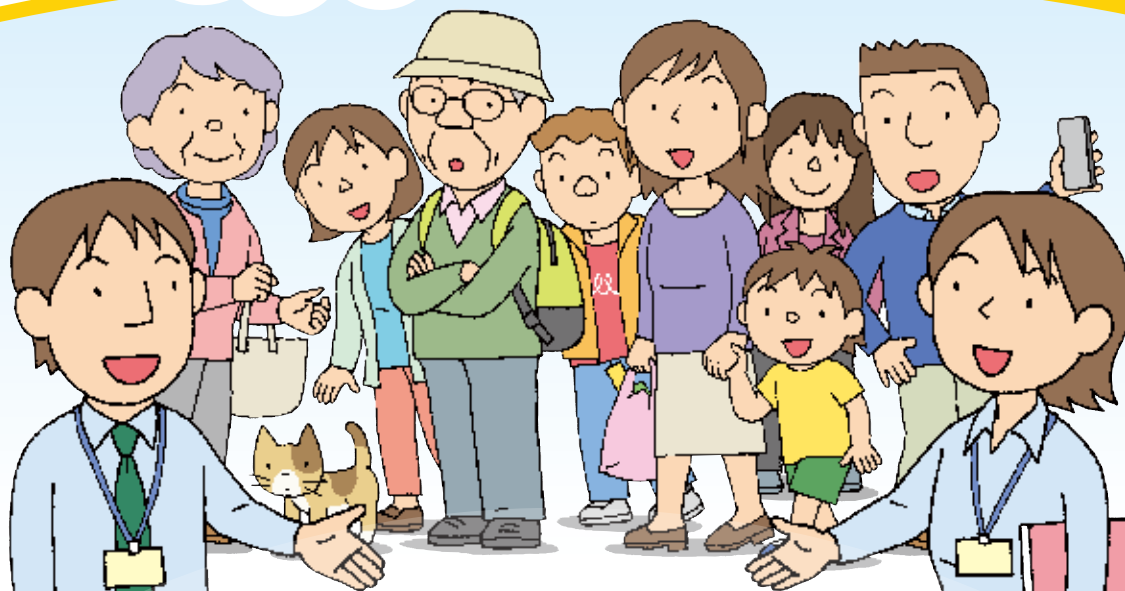


マイナ保険証を持っても 加入・脱退・変更の手続きは必要です！



みなさんは、自分たちの安心ある暮らしの身近にいつも医療保険がある、ということにお気づきですか？

わたしたちは誰もが医療保険に加入しなくてはなりません。

そして歯科医師国保組合に加入するみなさんは、各自の責任で加入（または脱退）の届出をすることになります。

届出が遅れることで起こるさまざまなトラブルを避けるためにも、すみやかに届出をしましょう。

組合に
加入したら

退職を
したら

名前や
住所が
変わったら

届出は
14日以内に

家族に
増減が
あったら



※ 歯科医師国保組合に加入できる方



歯科医師国保組合の被保険者は、組合員とその世帯に属している人です。

甲種組合員

- 鹿児島県歯科医師会会員である歯科医師
- 医療法人が複数の施設を有する場合における従たる施設の管理者

乙種組合員

- 甲種組合員が開設し、管理する医療施設に常時継続して雇用されている従業員

家族

- 甲種組合員と乙種組合員が扶養している家族（同一世帯）

後期高齢者組合員

- 75歳以上の甲種組合員のみ

※ 組合員は鹿児島県、熊本県水俣市、天草市及び宮崎県都城市、串間市の地区内に住所を有する人に限ります。

※ すでに法人化されている事業所は、社会保険が適用されるので加入できません。

※ 生活保護を受けている人は加入できません。本組合に加入後に生活保護を受けることになった場合は必ず申し出てください。

※ 後期高齢者組合員としての資格継続の意思確認は75歳になる前に案内が届きます。

※ 歯科医師国保組合に加入するとき

歯科医師国保に加入するときは、下記の書類に必要事項を記入の上、提出してください。

- 1 歯科医師会会員：被保険者資格取得届（歯科医師会会員）
会員事業所の従業員：被保険者資格取得届（従業員）
- 2 住民票（歯科医師国保加入予定の世帯全員分、直近3ヶ月以内に発行されたマイナンバーの記載があるもの・原本）
- 3 健康保険被保険者適用除外承認申請書（厚生年金に加入する事業所のみ）
※ 本申請書は複写式になっていますので、必要な際は本組合に直接ご請求ください。



次の条件に該当する場合は、上記書類と併せてご提出ください

- 家族が修学の都合で組合員本人と世帯が分かれている場合
5ページの内容をご参照ください。
- 外国籍の場合
「記載事項に省略のない住民票」を添付してください。国籍、在留資格、在留期間、世帯の状況等の確認のために必要となります。（概ね3ヶ月以上日本国内に滞在する方を被保険者とします。）
- 70歳以上が加入する場合
所得や課税標準額等を証明する書類を添付してください。
一部負担金割合判定のために必要となります。
（住民税課税世帯：所得額・課税額証明書他、住民税非課税世帯：非課税証明書）

※ 健康保険適用除外の申請について

本来、法人などの厚生年金強制適用事業所は社会保険（協会けんぽ等）が適用されます。しかし、「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を管轄の年金事務所に提出し承認を得ることにより、歯科医師国保に加入したまま厚生年金保険に加入することができるようになります。

	適用除外申請	健康保険	年金
法人などの厚生年金強制適用事業所	なし	社会保険（協会けんぽ等）	厚生年金
	あり	歯科医師国保	厚生年金

◆ 手続きが必要な例

- 1 下記のような変更を行う場合、健康保険適用除外申請の手続きが必要ですので、事前に本組合事務局へご連絡ください。

	変更前	変更後
1	個人事業所（従業員5人未満）	個人事業所（従業員5人以上）
2	個人事業所（従業員5人未満）	個人事業所（厚生年金任意加入）
3	個人事業所（人数問わず）	法人事業所*

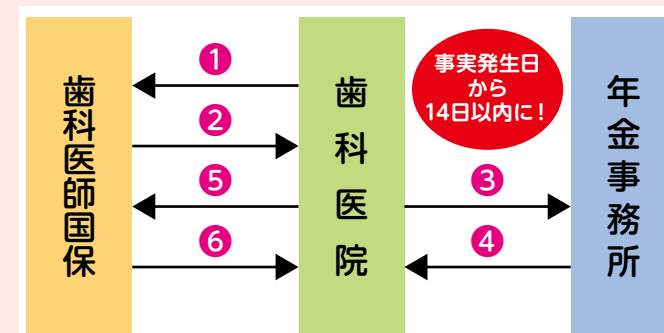
※ 個人事業所が法人事業所になる場合、従業員だけでなく事業主の手続きも必要です。

- 2 厚生年金適用事業所の従業員新規加入手続きの流れ。
採用が決まりましたら、速やかに必要書類のご準備・ご提出をお願いします。

- 1 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」（2枚複写式）と、国保組合資格取得届、住民票（直近3ヶ月以内に発行されたマイナンバー記載があるもの・原本）を一緒にお送りください。
- 2 国保組合事務局から「健康保険被保険者適用除外承認申請書」の組合証明欄に記入押印したものを返送します。（希望の返送先があれば事前にご連絡ください。）
- 3 返送された「健康保険被保険者適用除外承認申請書」をその他必要書類*と一緒に管轄の年金事務所へ提出してください。※ 事実発生日（従業員採用日）から14日以内厳守
- 4 年金事務所から「健康保険被保険者適用除外承認証」が交付されます。
- 5 交付された「健康保険被保険者適用除外承認証」のコピーを郵送でお送りください。（原本は事業所で保管）
- 6 「健康保険被保険者適用除外承認証」のコピーが届き次第、マイナ保険証利用のためのデータ登録を行い、登録完了後に「資格情報通知書」をお送りします。（マイナ保険証利用登録をしていない方には「資格確認書」をお送りします。）



- 健康保険適用除外申請は事実発生日から14日以内に行う必要があります。
 - 健康保険適用除外申請をせずに全国健康保険協会（協会けんぽ）が適用されると、歯科医師国保に加入できなくなります。
 - 厚生年金強制適用事業所に移行する場合は特にご注意ください。
- ※ 「その他必要書類」については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。



- 3 厚生年金適用事業所から非適用事業所に変更した場合も本組合事務局にご連絡ください（年金事務所から届く取消認可通知書の写しをご提出ください）。

※歯科医師国保組合を脱退するとき

歯科医師国保を脱退（資格喪失）するときは、速やかに下記書類を提出してください。

事由発生日から14日を過ぎて届け出た場合、資格喪失後の保険料を全額返金できないことがありますので、ご注意ください。



① 甲種組合員（歯科医師会会員）が脱退するとき

会員が歯科医師会を退会するときや、他の健康保険に加入するときなど

- 歯科医師国保組合脱退届（歯科医師会会員）
- 資格確認書（交付を受けた人のみ返却）



② 乙種組合員（従業員）が脱退するとき

従業員が勤務先を退職するとき、他の健康保険に加入するときなど

- 被保険者資格喪失届（従業員）
- 資格確認書（交付を受けた人のみ返却）

※限度額適用認定証等の交付を受けている場合は併せて返却してください。

マイナ保険証の利用登録が完了していても、本組合へ資格喪失の届出をしていただく必要があります。

届出を行わないまま次の健康保険へ加入すると、健康保険の二重加入状態となり、健康保険の使用に支障をきたすおそれがあります。

医療費の返還請求（資格喪失後の受診）

社会保険等の他保険への加入や、退職などで歯科医師国保の資格を失った方が医療機関で歯科医師国保のマイナ保険証や資格確認書を使用した場合、医療費の保険給付分（7、8割）を返還していただきます。

返還した医療費は、現在ご加入の健康保険等へ請求すると、療養費として払い戻しが受けられます。詳しい請求方法につきましては、現在ご加入の健康保険等へお問い合わせください。



※その他の届出

本組合のホームページで各種届出・申請書用紙をダウンロードすることができます。

※添付する住民票は直近3ヶ月以内に発行されたものに限りま。

◆ 家族の扶養が増えたとき（結婚、出産など）

- 被保険者資格取得届（家族）
- 住民票（歯科医師国保加入となる世帯全員分でマイナンバー記載のもの・原本）



◆ 家族の扶養を外すとき

- 被保険者資格喪失届（家族）
- 資格確認書（交付を受けた人のみ）

◆ 資格喪失する際に、資格確認書の返却ができないとき

- 回収不能届兼同意書

◆ 住所や氏名が変更になったとき

- 住所・氏名変更届
- 住民票（歯科医師国保加入の世帯全員分でマイナンバー記載のもの・原本）
- 組合員本人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証のコピー等）
- 氏名の変更の際は、資格確認書（交付を受けた人のみ）



※ご注意ください 「マイナンバーカード」の保有の有無にかかわらず変更の手続きが必要です。

◆ 家族が修学のために居住地以外の市町村に住民票を移したとき

- 遠隔地特例申請書（学）
- 住民票（マイナンバー記載のもの・原本）
- 組合員本人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証のコピー等）
- 在学証明書



毎年度申請

◆ 卒業等で、上記事由が消滅したとき

- 遠隔地特例取消依頼書（学）
- 住民票（組合員と家族が同一世帯と分かるもの・原本）

◆ 家族がやむを得ず療養等により長期にわたり居住地を離れるとき

- 遠隔地特例申請書（遠）
- 住民票（マイナンバー記載のもの・原本）
- 組合員本人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証のコピー等）



毎年度申請

◆ 上記事由が消滅したとき

- 遠隔地特例取消依頼書（遠）
- 住民票（組合員と家族が同一世帯と分かるもの・原本）

◆ 資格確認書等をなくしたとき（紛失・盗難）または汚損、破損したとき

- 紛失届兼再交付申請書
- 汚損または破損による申請の場合、汚損（破損）した資格確認書等を添付
- 組合員本人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証のコピー等）

◆ マイナンバーカードの紛失や更新などで、有効なマイナンバーカードが手元になく、マイナンバーカードを返納する予定があるとき・介助が必要などの理由で本人がマイナンバーカードでの受診が困難であるとき

- 資格確認書交付申請書
- 申請者本人または代理人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証のコピー等）



◆ マイナンバーが漏洩し不正に使用される恐れがあるなどの理由で、マイナンバーが変更されたとき

- マイナンバー変更登録申出書
- 番号確認書類（新しいマイナンバーが確認できる書類）
- 申請者本人または代理人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証のコピー等）

◆ こんなときも届出が必要です 出産の予定があるとき

出産予定月（または出産月）の前月から翌々月までの4ヶ月相当分の保険料が免除されます。

ただし、多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から翌々月までの6ヶ月相当分が免除されます。

事業主（甲種組合員・後期高齢者組合員）が本組合へ届出をしてください。

● 提出書類

1. 産前産後の保険料軽減措置届出書
2. 母子健康手帳の表紙のコピー
3. 【出産前に届け出るとき】母子健康手帳の分娩予定日が記載されているページのコピー
【出産後に届け出るとき】母子健康手帳の出生届済証明があるページのコピー（親子関係を確認できる書類）
【流産・死産のとき】医師の診断書のコピー（在胎日数がわかるもの）

※ マイナ保険証を利用しよう

マイナンバーカード（個人番号カード）は健康保険証として利用できます。

マイナ保険証を利用することで、これまでよりも正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができ、より良い医療を受けることができます。



◆ マイナ保険証を利用するには申し込みが必要です

マイナ保険証の申し込みは医療機関などの窓口にあるカードリーダーやマイナポータルなどでできます。

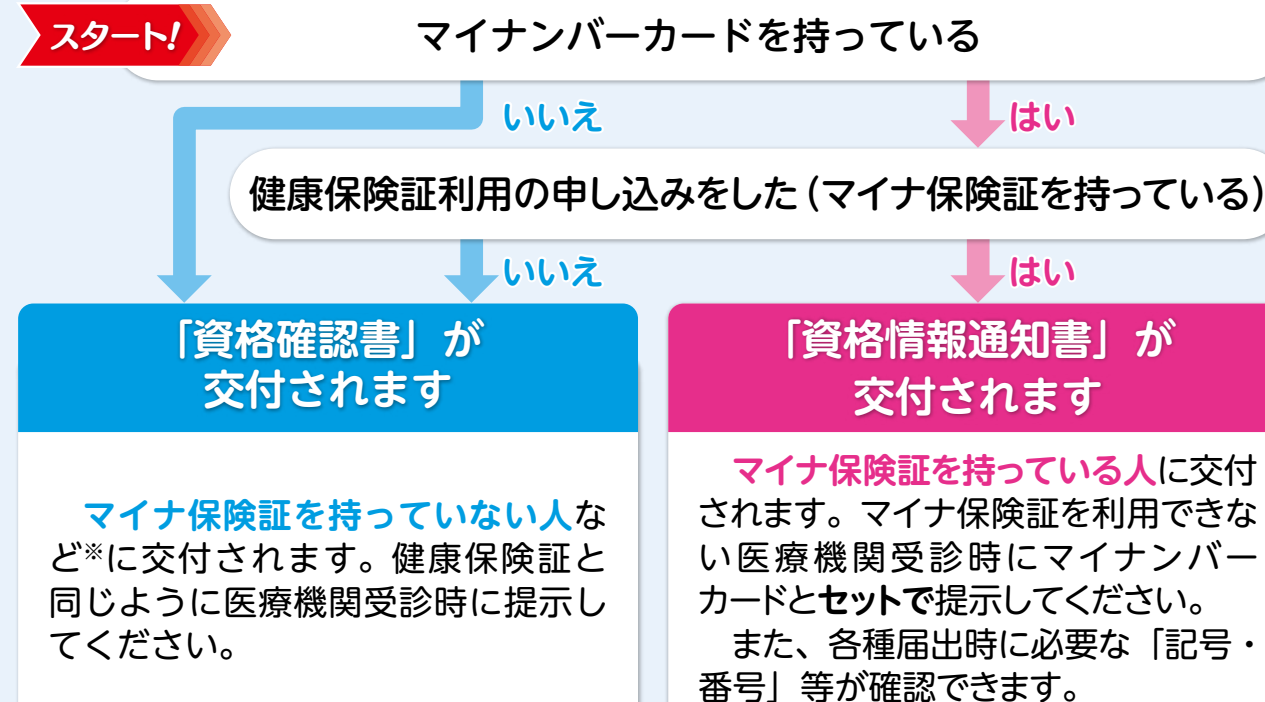
マイナポータル ▶



◆ 資格確認書および資格情報通知書について

令和6年12月2日に健康保険証の交付は終了しました。それに伴い加入者のみなさんにはマイナ保険証の利用登録状況によって、資格確認書または資格情報通知書を交付しています。医療機関受診時には忘れずに持参しましょう。

チャートでチェック！



※マイナ保険証を持っていても、要介護高齢者などで、マイナ保険証での受診が難しい人には、申請により「資格確認書」が交付されます。

歯科医師国保組合に
加入できる方

歯科医師国保組合に
加入するとき

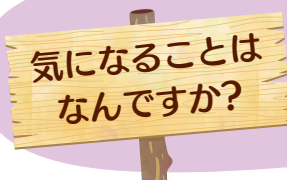
健康保険適用除外
の申請について

歯科医師国保組合を
脱退するとき

その他の届出

マイナ保険証を
利用しよう

Q
&
A



ギモン解決! Q & A

Q 歯科医師国保の資格喪失後、次に入る保険から資格喪失証明書が必要といわれているのですが、どうすればもらえますか？

A 「国民健康保険被保険者資格喪失届」に「資格喪失証明書送付先」欄がありますので、必要な場合は記入してください。記入をしていなかった場合も、手続きが完了してしましたら、喪失証明書の発行ができますのでご連絡ください。

Q 歯科医院を退職しますが、退職後も任意継続はできますか。

A 任意継続制度はありません。退職した場合には資格喪失の手続きが必要となります。

Q 現在、別の住所に住んでいる家族を組合員の家族として歯科医師国保に加入させることはできますか？

A 加入できません。たとえ税法上の扶養家族となっても、住民票上で同一世帯である必要があります。(遠隔地申請の対象となる場合を除く。)

Q 新規採用で資格取得届を提出しましたが、マイナ保険証はいつから使えますか。

A 資格取得届が提出されてから5日以内(土日祝等除く)にデータ登録が完了し、マイナ保険証が使用可能となります。
データ登録完了後に資格情報通知書を交付しますので、お手元に届きましたらマイナ保険証をご使用ください。
※ただし、健康保険適用除外申請をして資格取得する場合は、健康保険適用除外承認証の写しが提出されてから5日以内となります。
※データ登録完了前に医療機関を受診する場合は、窓口で健康保険の手続き中であることを申し出てください。医療機関によって対応が異なります。

Q 雇用形態が変わり厚生年金の資格を喪失することになりました。勤務先は変わらないので健康保険はこのまま加入し続けることができますか。

A 厚生年金の資格が喪失になるということは、乙種組合員の加入要件である「歯科医院に常時継続して雇用されている」状態ではなくなったと捉えられますので本組合の資格も喪失となります。

各種の申請書はホームページからダウンロードができます
<https://kdkokuho.com>

各種届出及び
お問い合わせは

〒892-0841 鹿児島市照国町13番15号

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合

TEL (099) 223-5923